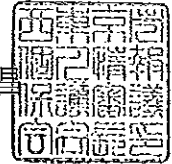


28 西審個議第 3 号  
平成 28 年 6 月 1 日

西東京市長 丸 山 浩 一 様

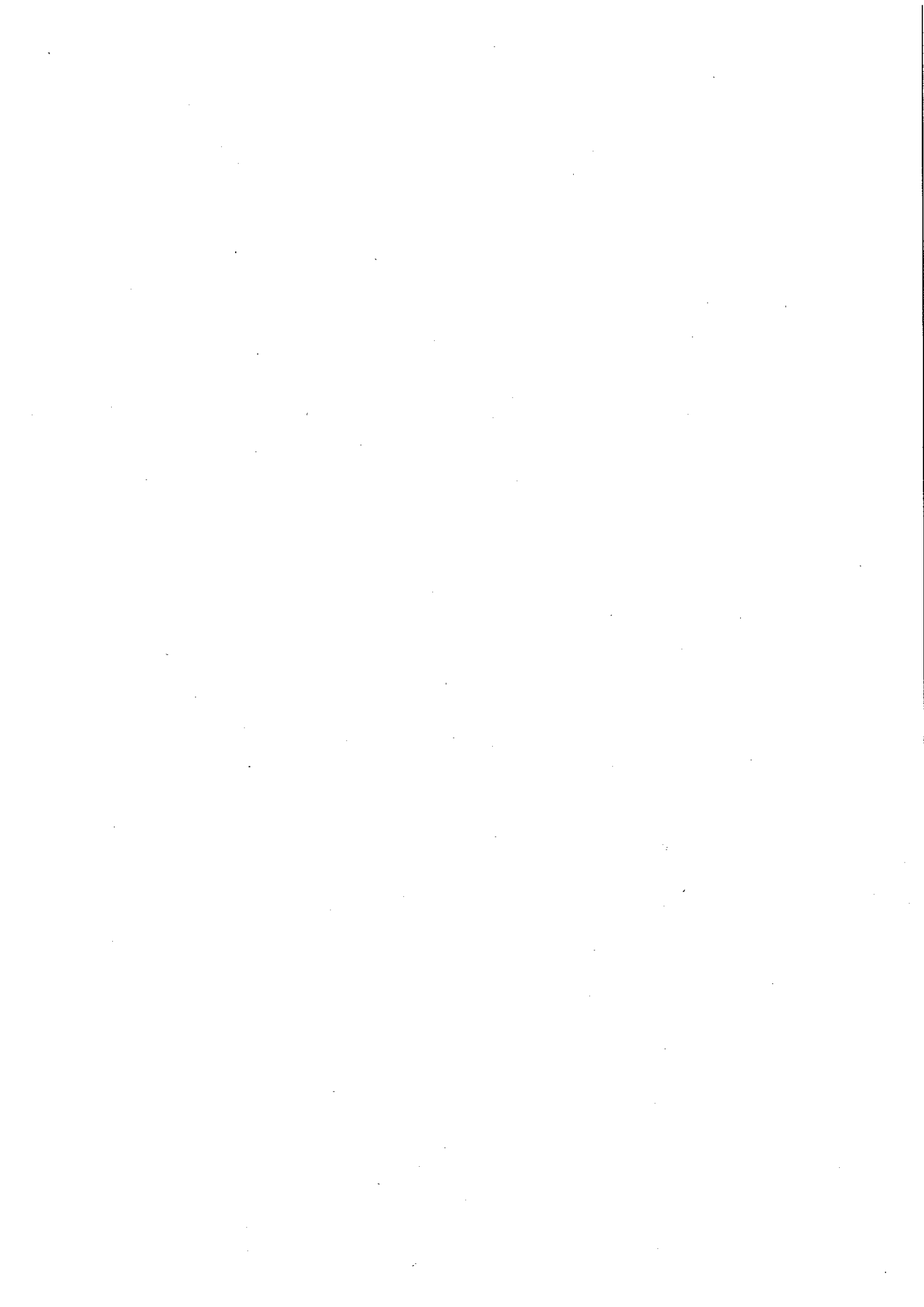
西東京市個人情報保護審議会  
会 長 横 澤 利 昌



個人情報の収集及び目的外利用について

平成 28 年 5 月 20 日付 28 西健生第 209 号の諮問に対し、別紙のとおり答申します。





別紙

個人情報収集及び目的外利用についての答  
申

平成 28 年 6 月 1 日

西東京市個人情報保護審議会

## 第1 諮問の概要

次に掲げる事務の流れにおける個人情報の取扱いについて、審議会の了解を得たい旨の諮問が市長からあった。

- (1) 臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金（以下これらを「臨時給付金等」という。）の支給事務（以下「本件事務」という。）に際し、対象者の把握のため、健康福祉部生活福祉課（以下「担当部署」という。）が市の実施機関内部、東京都及び日本年金機構から、必要とする個人情報の提供を受ける。
- (2) 担当部署では、提供された個人情報により支給見込対象者を抽出し、申請書の送付を行う。
- (3) 申請のあった臨時給付金等の支給決定に当たり、担当部署は、提供された個人情報により、支給要件に該当するかどうかを審査し、支給対象者であることを確認する。

## 第2 個人情報の種類

担当部署が提供を受ける個人情報の種類及び情報保有機関は、次のとおりである。

	項目	必要とする個人情報	個人情報保有機関
1	住民基本台帳	平成28年1月1日（以下この表において「基準日」という。）及びその後における死亡者、転出者の氏名、生年月日、性別、住所及び続柄	市（市民課）
2	生活保護	ア 基準日における被保護者の氏名、生年月日、性別及び住所 イ 平成28年1月2日から10月1日までに保護が廃止又は停止となった者の氏名、生年月日、性別及び住所	市（生活福祉課）
3	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援	ア 基準日における支援給付の受給者の氏名、生年月日、性別及び住所 イ 平成28年1月2日から10月1日までに支援給付が廃	市（生活福祉課）

	に関する法律に基づく支援給付	止又は停止となった者の氏名、生年月日、性別及び住所	
4	配偶者からの暴力を理由とした避難事例	基準日現在に配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者及び同伴者の氏名、生年月日、性別、住民登録上の住所及び現住所	市（市民課、保険年金課、子育て支援課及び協働コミュニティ課）
5	施設入所等児童等	施設入所又は里親の元に措置されている児童等の氏名、性別、生年月日及び入所等年月日	東京都
6	措置入所高齢者	虐待を受けたことにより、施設に入所している高齢者の氏名、生年月日、性別、住民登録上の住所及び入所等年月日	市（高齢者支援課）
7	措置入所障害者	虐待を受けたことにより、施設に入所している障害者の氏名、生年月日、性別、住民登録上の住所及び入所等年月日	市（障害福祉課）
8	障害基礎年金又は遺族基礎年金受給者	平成 28 年 5 月 18 日現在の受給権者の基礎年金番号、年金コード、生年月日、性別、氏名及び住所	日本年金機構

### 第3 審議会の結論

審議会は、諮問のあった本件事務に伴う個人情報の収集及び目的外利用並びに本人通知の例外的な取扱いについて次のとおりとする。

(1) 個人情報を本人以外から収集すること及び目的外利用することについて

本件事務のために該当者に係る個人情報を、本人以外のものから収集すること（西東京市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第2項第5号に該当すること。）及び市の実施機関内部（第2に掲げる個人情報保有機関）が目的外利用すること（条例第10条第2項第4号に該当すること。）を、いずれも認める。

(2) 収集及び目的外利用したことを本人へ通知しないことについて

本人以外のものからの個人情報の収集及び市の実施機関内部での目的外利用に係る本人への通知を行わないこと（条例第8条第3項及び第10条第3項の各例外に該当すること。）を認める。

第4 審議会の判断理由

審議会は、本件事務に係る個人情報の収集及び当該個人情報の取扱い並びに個人情報保有機関から担当部署への個人情報の提供に関して、説明を求め、審議し、次のとおり判断した。

1 個人情報の本人からの直接収集の例外並びに市及び外部機関が保有する個人情報の目的外利用について

(1) 公益上の必要性

今回の諮問について、実施機関からは、臨時福祉給付金支給事務を昨年度に引き続き実施すること及び年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事務を新たに実施することに伴い、改めて諮問するものであるとの説明があった。

臨時福祉給付金の支給に係る個人情報の取扱いについては、平成26年5月及び平成27年5月に西東京市長から諮問を受け、本審議会において審議の上、個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用並びに本人通知の例外について、いずれも公益上の必要性があるとの答申（以下「従前答申」という。）を行っている。

また、年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業については、今年度から新たに実施する事業であるが、臨時福祉給付金と同様に住民基本台帳等に記録された個人情報を用いて対象者の抽出及び支給要件の確認を行うものである。

これらの事業に関し、支給要件等を確認し、本件事務を円滑かつ速やかに執行するために、市及び外部機関が保有する個人情報を活用することには、従前答申と同様に公益上の必要性が認められると判断した。

(2) 市の個人情報の管理体制等

本件事務に係る個人情報の管理について、実施機関から以下のとおり説明を受けた。

ア 提供を受けた対象者の個人情報に関する物理的セキュリティ対策としては、紙媒体によるものについては担当部署が施錠可能なロッカーに保管する。電子情報は、パスワードにより担当職員以外のアクセスができない専用システムに取り込んで保管する。

イ 人的セキュリティ対策としては、当該個人情報は、担当部署の職員（臨時職員を含む。）及び市との契約により派遣会社から派遣される

事務補助員に限り取り扱うことができるものとし、事業担当課長が管理責任者として適正に管理する。なお、派遣社員及び臨時職員（以下「派遣社員等」という。）に対しては、昨年度と同様に研修を実施し、個人情報保護の周知徹底を図ることとする。

ウ 支給事務終了後、不要となった個人情報は速やかに廃棄又は消去し、必要な情報のみを紙媒体又は庁内サーバ上のデータに保管する。

以上の説明から、審議会は、提供を受けた個人情報の管理体制は十分に措置されることになると判断したが、支給事務の過程における個人情報の取扱いに関して万全を期すため、第5 附帯意見において述べる事項に特に留意されたい。

## 2 収集及び目的外利用したことを本人へ通知しないことについて

審議会は、収集及び目的外利用したことの本人への通知については、収集した個人情報の利用範囲が市内部に留まること、支給対象者が多数に上ることが見込まれ、本人に通知することにより支給事務の実施に支障をきたす恐れがあることから、行わないことについて妥当であると判断した。

## 第5 附帯意見

本答申を出すに当たり、市に対して次の意見を申し添える。

### 1 支給事務に従事する派遣社員等に対し、個人情報保護の徹底を求めることについて

(1) 本件事務は、短期間のうちに多数の申請書等の処理をする必要があることから、前年度に実施した臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金支給事業と同様に、市の正規職員のほか、派遣社員等による事務処理を予定しているとの説明を受けた。

(2) 正規職員以外の者が住民の個人情報を取り扱うことについては、臨時職員に関しては地方公務員法の守秘義務が課せられているものの、派遣社員に関しては指揮監督の権限が市と派遣会社のどちらに属するのかが必ずしも明確でなく、漏えい等に係るセキュリティリスクの懸念があることから、本審議会では、従前より、研修等の実施により派遣社員等に対する個人情報保護の周知徹底を図ることを求めているところである。

このことに対し、市からは、前年度の給付金支給事業の実施前に派遣社員等全員に個人情報保護に関する研修及び当該研修に係る報告書の提出を実施し、個人情報保護の周知徹底に努めたとの説明があった。

(3) 市においては、今年度も派遣社員等に対する指揮命令系統を明確にするとともに、特に個人情報の取扱いに関しては、引き続き研修等を実施し、個人情報保護の周知徹底を図るよう努められたい。

第6 審議経過

審議会の開催日	内容
平成28年5月20日	諮問及び審議
平成28年6月1日	答申

以上